

履修方法・修了要件 ビジネス科学研究群 法学学位プログラム（博士前期課程）

1. 履修方法

- (1) 共通専門科目の必修科目群にある企業法学特別研究Ⅰ～Ⅵの6科目6単位が必修。
 (2) 共通専門科目((1)の履修科目を除く)、専門科目(コースの科目を中心に)のうちから24単位以上を履修。
 (3) 以下の科目については、3単位を限度として修了要件となる単位として認められる。
 ・学術院共通専門基盤科目、研究群共通科目(ただし法文献学、ビジネス法入門、コーポレートガバナンス、コーポレートファイナンスについては、上記限度に関わりなく、修了要件となる単位に含めることができる)
 ・他学術院、他研究群、他学位プログラム、他専攻の授業単位(教員会議の議に基づき、教育研究上有益と認められる場合)
 法学学位プログラムは大学院学則の15単位限度と異なるので注意すること。

2. 修了要件

- ・30単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること(中間報告を行っていることが修士論文の提出要件となる)。
 ・修士論文の本文の標準字数は40,000字～60,000字程度とする。

科目区分	科目群	条件又は科目名等	修得単位数
専門科目	共通専門科目	必修「企業法学特別研究Ⅰ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅱ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅲ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅳ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅴ」(1単位) 必修「企業法学特別研究Ⅵ」(1単位)	6
	専門科目【企業関係法コース】	共通専門科目(必修科目を除く)、専門科目(コースの科目を中心に)のうちから24単位以上を履修。	24
	専門科目【国際ビジネス法コース】		
	専門科目【知的財産法コース】		
	専門科目【社会・経済法コース】		
専門科目【税法コース】			
		修了単位数	30
<p>・上表に基づき30単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格すること(中間報告を行っていることが修士論文の提出要件となる)。 ・修士論文の本文の標準字数は40,000字～60,000字程度とする。 以下の科目については、3単位を限度として修了要件となる単位として認められる。 ・学術院共通専門基盤科目、研究群共通科目(ただし法文献学、ビジネス法入門、コーポレートガバナンス、コーポレートファイナンスについては、上記限度に関わりなく、修了要件となる単位に含めることができる) ・他学術院、他研究群、他学位プログラム、他専攻の授業単位(教員会議の議に基づき、教育研究上有益と認められる場合) 法学学位プログラムは大学院学則の15単位限度と異なるので注意すること。</p>			